

県北広域振興局長告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成29年5月2日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

自立訓練

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313200230	生活介護事業所「ほほえみ」	二戸郡一戸町一戸字樋ノ口58番地3	平成29年4月30日